

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称
第13回篠山市公契約条例策定審議会
- 2 会議の開催日時
平成30年3月19日（月曜日）10時00分から12時00分まで
*傍聴の受付時間（9時50分から10時00分まで）
- 3 開催場所
篠山市役所 本庁舎4階 401、402会議室
- 4 会議に出席した者の氏名
(1) 委員 東泰弘会長、源信司委員、荻野文夫委員、岡田政光委員、藤本清仁委員、
上田幸孝委員、中井雅人委員、中西肇委員、平野斉委員

(2) 執行機関 梶村総務部長、西田管財契約課長、尾形契約係長、伊藤契約係主事
- 5 傍聴人の数 2人
- 6 議題及び会議の公開・非公開
事務局からの資料説明
会議は公開する
- 7 会議資料の名称
第13回篠山市公契約条例策定審議会
- 8 審議の概要
 - 1 会長あいさつ
 - 2 事務局からの資料説明
 - 3 質疑及び意見交換

質疑応答

- 会 長 工事請負対象範囲金額を5千万円に変更し、業務委託や指定管理の対象範囲を労働者の生活の向上につながらないものは外すという事務局案について、何か意見はないか。
- A 委員 公契約条例の目的は、出来る限り市内業者の受注機会が多くなることである。大手会社が元請として受注しても下請業者へ金額をきちんと支払えるようにするのが大きな目的である。資料を見ると、5千万円から1億円までの工事について、2件とも市内業者であるが、1億円以上となると市外大手企業ばかりになる。最初は、工事請負対象範囲金額を1億円から始める方がよいと思う。下請業者として市内業者が入り、下請金額が適正に支払われているところから始めればよい。事務局案にある篠山市公契約条例内容審議会で内容審議できるので、まずは1億円から始めて、その審議会で条例の効果を審議し、対象範囲金額の設定を変更したらよいと考える。
- B 委員 わたしは、事務局案に賛成します。労働者の賃金を保証することが公契約の始まりと思う。最終的には労働者の賃金を守ることになるので、諸経費の問題もあるが、5千万円にさせていただくと零細企業で働く事業所の従業員までしっかりと生活できる賃金が確保できると思う。
- C 委員 事務局案で5千万円以上にすると平成29年度中の対象案件が2件増え、市内業者が受注されたが、下請では市外業者が受けられることがあるのか。
- 事務局 下請業者の多い建築であれば、全て協力業者が市内業者ではなく、取引上付き合いのある市外業者を下請業者に入れている場合もあります。
- D 委員 委託業務について、競争原理が働く入札で決定した業者であれば問題ないが、その業者しかないという理由で、随意契約した業者であれば、関係法令等遵守していることも条件に契約している。業務内容で市が妥当とする場合であれば、これは対象にならないのではないか。そういったことも含めて、その業者が適切であると考えてるので、対象とする業務内容をもう少しチェックしていかなければならないと思う。
- E 委員 工事請負対象範囲金額としては、やはり条例を作る以上は、1件でも多く活用していくものなので、5千万円が適切と思う。平成29年度だけで見れば、1億円以上の工事は市外業者が受注しているが、市内業者が下請業者としてどのぐらい請けているのか。下請業者が市外業者ばかりであれば、この条例が市外業者のためにやっていることになる。市内労働者を守り育成する公契約条例が活用されるのであれば、受注者が市外業者でもその下請業者に対して市内業者を使う努力をするといった形の文言を入れられないか。もし、市内業者を入れられないのであれば、その理由を聞かせてほしいというくらいまで出来ないのか。そうすることによって、1億円以上の工事に対しても市内下請業者や職人が入れるのではないか。金額の基準については、5千万円にすればよいが、1億円であれば、市内業者を使うという文言等を加筆してはどうか。
- C 委員 基本的には、尼崎市の条例をモデルに篠山市の条例を作っていくという考えでよいか。
- 事務局 そうです。
- C 委員 尼崎市の場合、受注者等の責務として専門的な知識又は技術を有する市内事業者が存

しない場合等を除き、市内業者に優先的に発注するよう努めるものとする。それを前提に条例案を策定することになってくるので、そういったことも盛り込まれてくる。平成29年度の5千万円以上1億円未満の工事請負受注者は、市内業者であるが下請業者は市外が多いのか。

事務局 建築工事は、多業種にわたると、専門的な業種により施工業者が限られるため、市外業者になる場合がありますが、土木工事については、ほぼ市内業者で施工できると認識しています。

会長 今回は、条文形式の資料はできていないが、事務局としては、尼崎市公共調達基本条例をベースに篠山市の条例を作っていくときに、削除する条文がほかにあるのかなのか。また、市内業者を積極的に取り入れることを定めなければならない内容の条文をどこまで反映していくのか。今の段階では、どのように考えているのか。

事務局 今回の段階では、社会的課題の解決や物品の購入について削除しますが、それ以外については、モデルとなっている尼崎市の条例にのっとって考えていきたい。市内業者への優先的な受注や受注機会の増大を図る条文については、盛り込みたいと考えます。

会長 篠山市公契約条例内容審議会（仮称）については、今の段階でどの程度開催を考えているのか。

事務局 当該審議会は、年に1回程度開催をして、条例の内容や工事請負等の条例対象範囲の金額設定の検証や、指定管理者の対象内容を含めた審議をしていただければと考えています。

会長 当該審議会の委員構成としては、労使の代表になるのか。

事務局 現状の審議会と同じような構成で労使代表の方に入っていただきます。委員数は、5、6人程度と考えています。必要であれば、市民代表の方も入っていただきます。

会長 事務局がイメージしている条例の内容は大体想像ができると思うが、さらにこういった方法ではどうかといった意見等があればお願いしたい。

B委員 工事期間中に条例が制定した場合や複数年に及ぶ工事案件の取り扱いについて、条例対象案件とするのか。もし、対象とするのであれば、どこまで遡及するのか、そのあたりをどのように考えているのか。

事務局 現在進行している工事案件の扱いは、条例が制定している前の案件なので対象から外すべきと考えます。

C委員 尼崎市の施行要綱に提出書類が示されていますが、このあたりの書類の作成について、発注者受注者共に負担になってくると思うが、尼崎市の内容であれば、それほど負担なく作成できるのか。

事務局 下限額明記型の場合、受注者は従業員の賃金台帳整理や作成、発注者は提出書類をチェックする作業といった事務負担が生じます。尼崎市さんのように設問に対しての回答が、はい・いいえの回答方式であれば、書類作成にそれほど時間を要しないと考えます。又、書類チェックにおいても、回答欄がすべてはいであれば適切で、一つでもいいえがあれば、その部分について、6カ月の措置期間を設けて改善を要求します。事務負担が

お互い全くないということではありませんが、下限明記型の事務負担に比べれば、かなり事務負担の軽減ができる内容であると考えます。

B 委員 尼崎市の施行要綱に保険加入の設問がある。従業員の数が少ない小規模事業所や一人親方では、厚生年金保険に加入していないケースがある。社会保険等に加入していなければならないというようなことが下請孫請業者まで対象となるとしわ寄せがきてしまう。社会保険等の加入状況の確認について、その適用範囲を設定されるように考えていただきたい。

会 長 適用範囲についてどのあたりまでを考えているか。

B 委員 元請業者5千万円以上、下請業者であれば1千万円以上が対象としてはどうか。

事務局 ご提案いただいた内容について、基本的に適用範囲は設けず、元請及びすべての下請業者において対象とします。小規模事業所等については、厚生年金保険の加入ではなく、国民年金に加入していますかといった設問の内容を変えたものになっています。小規模事業所等においても対応できるような労働関係法令遵守状況報告書を作成されており、これに倣っていきたいと考えております。

C 委員 随意契約の内容について、東部包括支援センターや西部包括支援センターに社会福祉協議会が委託されていますが、随意契約か。

D 委員 もともと市が直営でやっていたものを民間にお願いした。そういうことでの随意契約で、施設管理というよりはむしろサービスを提供している。そういった特異性があります。

会 長 金額で選定するのではなく、さらに何らかの選定をすべきものなのかどういった条件が考えられるのか。

D 委員 そういった部分では、事務局で整理してもらいたい。市の委託事業の内容について、きちんとこの条例に見合ったものであるかどうかを精査しながらルール作りを整理していくべきではないか。

会 長 今回の事務局案では、条例対象となる委託案件の内容等をもう少し事務局で精査できるのか。

事務局 はい。細かい部分について再度確認して精査します。他の先進地市について、同じようなケースを対象としているのかも検討します。

会 長 公契約条例対象案件の適用範囲は、事務局案に関して異議なしと思うが、それ以外の対象範囲の設定について検討いただいたあと、次回あたりに条例案を提出することが可能かどうか。

事務局 次回、条例案を提出させていただきます。

会 長 今の段階で何か情報等あるいは意見などあるか。

E 委員 篠山市公契約条例を制定する限り、事業者や労働者を含め、市全体がプラスになるような条例でなければ意味がない。大企業が受注して、市外業者ばかり使って業務を完了し、公契約条例のチェックを市職員が関わっていく。市のお金を使って市外業者だけがよくなるようでは意味がない。本当に市内事業者、職人、労働者がプラスになるような

条例の内容になるように考えてはどうか。下請業者として市内業者を使うように努力してくださいという文言が書けないのか。使えないのであれば、なぜ使えないのかという理由書を書いてもらえれば、別に市外業者から使ってもらってもいい。理由があれば仕方がないと思う。

会 長 今の話であれば、尼崎市公共調達基本条例第8条に「受注者等は、下請等契約の履行のために要する市内事業者との間で契約を締結するよう努めなければならない。」とあるが、これにプラス何か必要であるのか。

E 委員 それが出来なかった場合は、なぜできなかったのかという深いところまで確認できればと思う。

会 長 それは、労働関係法令遵守状況報告書とは違った角度からの報告書を求めることが可能かどうかということか。

E 委員 そうです。市内業者を使いなさいということは言えないが、市内業者を下請業者にできない理由を確認できれば行いたい。

F 委員 尼崎市の資料を見ていると、条例制定日が平成28年10月21日、施行要綱制定日が平成29年4月1日で半年ずれているが、どのような問題が生じるのか。

事務局 平成28年10月21日に条例制定され、4月の施行要綱制定に向けて報告書の作成等整理をされたと思います。条例制定と同時に施行要綱を作成されたのではなく、土台となる部分から作成し、その後細かいところを整理し、市内業者等関係者に周知するための期間を考えると半年程度のずれが生じたと思います。

会 長 今回もそのような格好になるのか。

事務局 周知期間などを考えますと、同じような流れで進めていきます。審査会で内容を十分審議していただきながら慎重に取り組んでいきたいと考えております。

C 委員 次回条例案を検討することになるが、施行期日や経過措置も含めて検討することになるのか。

会 長 条例施行までのスケジュールは、今の段階であるのか。

事務局 モデルとなる尼崎市さんのスケジュールを参考にしますと、次年度に条例案を示し制定に向けて事務を進めていき、運用についても周知期間を設定してから実施していきたいと考えます。

C 委員 条例施行にあたり、きめ細かい考え方を整理しておく必要があると思うがそのあたりはどうか。具体的にある程度条例案が決まったら市長に答申し、議会に上程されると思うが、施行や適用について、議論の場で委ねられるのか。

事務局 条例制定に向けて考え方を整理する必要があると考えます。先ほど中西委員からもありましたが、条例を制定する場合、議会で議決を経たのち一定の周知期間を経て施行運用していく流れになります。そう考えた場合、例えば平成30年度の9月議会へ条例案を上程すると、議会の議決を経たのち、半年間の周知期間を設けた場合、平成31年4月1日から施行して運用となります。

会 長 次回までに用意できる資料としては、根幹となる条例案で細かな要綱まではまだ出て

こないのか。

事務局 条例案はもちろん、施行要綱案、細かな書式も含めてできるだけ早く提案できるように努めていきたいと考えます。

会長 今日の意見は、条例適用の対象範囲と市内業者の受注機会の拡大について議論した。下請業者の受注機会に関して、さらに尼崎市公共調達基本条例と同じ条項を設け、市内業者を下請業者に入れない理由を求めるところまで踏み込むべきなのかどうかといった内容であった。さらに、尼崎市の条例とはちょっと違った篠山市独自のものがあるのかについて、何か意見はあるか。

A委員 どの業者が請け負っているのかの確認については、別に新たに文言を入れなくても尼崎市と同じ内容で問題ないと思う。しかし、下請業者を市内業者に限定するのであれば、新たな文言が必要であると思う。

会長 例えば、元請業者が作成する書類の内容が下請業者のみで、下請業者が書類作成提出する内容は孫請業者といった形式になるのか。

A委員 自分の会社の内容についての書類を作成し、発注者に報告します。

会長 元請がすべて書くわけではないのか。

事務局 そうです。直接全部作成するのではなく、受注者が自社に関する報告書を作成し、直近の発注者に提出するという形になります。

会長 どの業者が下請業者であるのかはわかるが、なぜ下請業者に市内業者との契約ができなかったのかを示す理由を確認するものが必要かどうか。

E委員 実際のところ、この問題は難しいと思う。大きい工事になれば、一次下請業者が市外になるケースが多い。受注者に市内業者を使うように伝えるのは簡単であるが、使う使わないは受注者の判断になる。そこを何とか市内業者が入れるようなやり方はないのか。そうでないと、せっかく公契約条例を作っても市内業者が潤わなければ意味がない。

会長 なぜ下請業者に市内事業者を入れないかの理由については、公契約条例の問題なのか、入札制度の問題なのか。そのあたりを事務局で検討し、条例案を作成してはどうか。

F委員 尼崎市さんの方でもその問題が出たかもしれません。それに対して、やはりここまでが精いっぱいであったのか、その話が出なかったのかを確認してから、何か出てくるのではないか。

会長 そのあたりはどうか。

事務局 細かいところまでは確認できていないので、尼崎市さんに確認してみます。

東会長 他に意見はあるか。

岡田委員 公契約条例対象案件であれば、事業に関わる全ての下請業者まで徹底した確認書をもることが必要である。元請が、公契約条例対象案件であることを口頭でしか伝えていないのであれば、効果が少ない。公契約対象案件であることを周知徹底していかないと、下請孫請業者はいつまでたっても労働条件が改善されないということがないように、書類上で確認しましたとすれば効果は大きいと考える。

会長 具体的にはどういったものを考えているのか。

- B 委員 公契約条例対象案件であるということを元請から確認しましたという意味の判子を
押印するのがよいと考える。
- C 委員 尼崎市公共調達基本条例施行要綱第10条の対象下請負者等への明示で、「文書を対
象下請負者に交付することなどにより行うものとする。」となっている。
- C 委員 わかりました。
- G 委員 労働関係法令遵守状況報告書には、社会保険等に参加していますかとあるが、社会保
険料をきちんと支払われているのかを確認できる項目が必要であると思う。社会保険等
に参加していますかだけでなく、これからの運用は、当然保険の請求ができることをき
ちんと理解できているのかが重要である。労働関係法令遵守状況報告書にそういう項目
を加えていただければと考えます。
- 会 長 社会保険等の加入の設問に、一項目加えるということか。
- G 委員 そうです。保険に入っていますかという設問ではなくて、末端まできちんと保険対応
できているのかということです。保険料というものがきちんと下請業者に支払われて
いるのかということが確認できる項目を入れていただければありがたい。
- E 委員 今、国土交通省の下請けに入っていますが、契約時に契約書と見積書の提示を求めら
れます。見積書の項目には、必ず福利厚生費を明示しています。それは、従業員に対
して保険加入しているのかどうかの確認である。事業に関わる受注業者と全ての下請
業者の状況を確認されます。将来的にはそれが当たり前になると思います。保険料も
請負金額の中に入っているということになってきています。
- 会 長 報告書の中にその内容を入れることは可能なのか。
- E 委員 工事関連業者全てが、この報告書に見積書を添付して出すものだと思う。単に丸を付
けていくだけではなく、責任をもって記入しているわけであるから、丸を付けた以上は
ちゃんと履行しなければならぬ。報告書だけでは、丸を確認したというくらいのチェ
ックしかできないと思う。
- G 委員 下請業者は、それを意識していきだんだん浸透してくれば、最終的には下請業者にも
保険料を含めた金額の支払が適切に処理される。国の運用では、去年4月からきちんと
行われていますが、まだまだ浸透していないのが現実です。
- E 委員 各個人の保険証番号まで提出しなければならないことになっています。社会保険でな
いといけないということではなく、建設国保は認められています。ただ、国民健康保険
に関しては、社員なのに国民健康保険であるというのはおかしいということになります。
- G 委員 最近の公契約条例では、社会保険料をきちんと支払ってくださいという項目が記載さ
れているところが多い。
- 会 長 それは、具体的にはどこの条例かわかるのか。
- G 委員 詳しくはわかりません。
- 会 長 もし可能であれば、そのあたりを調べて事務局へ参考資料として届けてください。
- G 委員 わかりました。
- 会 長 そのほか何かご意見はございますか。今日いただいた意見を参考に条例案をまとめて、

それを踏まえて次回は議論していくということでよいか。

G 委員 建設工事適用範囲の対象金額は、5千万円ということでこの会で認識できたのか。

会 長 事務局案では、金額面に関して建設工事5千万円以上、指定管理や業務委託に関しては1千万円以上という提案であったが、事務局案の金額を前提で次の検討に進めてもよいか。

全 員 はい。

会 長 次回の日程はどうなるのか。

事務局 それについては、会長と日程調整し、後日連絡します。できるだけ早い段階で進めていきたいと思います。

会 長 今日欠席の委員から何かご意見はありましたか。

事務局 はい。今日欠席の委員の中で、小山委員から本日の会議の中でありました公契約条例の概要案の意見を頂戴しておりますので、読み上げて紹介します。

公契約条例対象範囲については、事務局案のとおり、篠山市の規模においては、公契約条例の趣旨・目的をより果たすために、範囲を広めた方が良いと考えます。したがって、工事請負金額予定価格5千万円以上に変更することに賛成です。

また、業務委託についても市内業者がほとんど存在しない専門性を必要とする業務や簡易業務を対象外にする方向でよいと考えます。指定管理協定についても利用料金制の施設管理にかかる協定に限られてよいと思います。

市内事業者への優先的な発注及び受注機会の増大を図る条文を盛り込むことについて、市内事業者への優先的な発注及び受注機会の増大を図る条文を盛り込むことは重要であります。尼崎市の条例のように、公正取引委員会が「談合を誘発・助長するおそれがあることから、地域要件の設定について行き過ぎたものとならないように求めている。」ことを踏まえ篠山市公契約条例についても努力義務で定めればよいと思います。したがって、「市内事業者に対し請負等業務を優先的に発注するよう努めるものとする。」条文から「市内事業者が請負等業務を受注する機会及び市内事業者が指定処分を受けるべき者として選定される機会を増大させるよう努めるものとする。」条文等々を定め、他にも市内業者が不利益にならないよう、市内事業者に対する優先的な発注について、この条例でもって安定的に実施できるよう、漏れ落ちのないように条文に定めなければならぬと思います。以上です。

会 長 当面今日の委員会での議論と同じような意見をいただいたようなことですが、次回に向けて何かご意見等ありますでしょうか。

全 員 とくにありません。

会 長 よろしいですか。それでは次第の4のその他ですが何かありますか。

事務局 とくにございません。

会 長 それでは、今日の審議会はこれで閉じさせていただきます。長時間にわたるご審議ありがとうございました。